

国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程
国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）

第31条第3項の規定の平成19年6月における適用については、同項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは、「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」と、平成19年12月における適用については、同項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」とする。

（平成19年4月1日から施行日前日までの間における異動者の号俸）

第3条 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、総長が別に定める教職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、総長が別に定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

第4条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

国立大学法人京都大学教職員給与規程

平成16年4月1日

達示第80号制定

(前略)

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき~~6,500円~~~~6,000円~~(教職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については~~6,500円~~、教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を総長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出

が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。

- 3 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者の扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となったについて当該教職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(中略)

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合に別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を加算した額に100分の~~75.72.5~~~~5~~(特定幹部教職員にあつては、100分の~~95.92.5~~~~5~~)を乗じて得た額の総額
- 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。
- 5 第28条第4項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第4項」と読み替える。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替える。

(中略)

別表第1～別表第5 (下記のとおり俸給表の一部を改定。)

別表第6 }
 別表第7 } (略)

別表第8

< 調整基本額表 >

イ }
 ロ } (略)
 ハ }

ニ 医療職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200 円 6,100 円
2～8 級	(略)

ホ (略)

(後略)

別表第1

一般職俸給表(一)

(H19.4.1~)

職務 の級 号俸	1級		2級		3級		4~10級	
	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額	
1	135,600	134,000	185,800	183,800	222,900	221,100	(略)	
2	136,700	135,100	187,600	185,600	224,800	223,000		
3	137,900	136,200	189,400	187,400	226,700	224,900		
4	139,000	137,300	191,200	189,200	228,500	226,800		
5	140,100	138,400	192,800	190,800	230,200	228,600		
6	141,200	139,500	194,600	192,600	232,100	230,600		
7	142,300	140,600	196,400	194,400	234,000	232,600		
8	143,400	141,700	198,200	196,200	235,800	234,600		
9	144,500	142,800	200,000	198,000	237,700	236,600		
10	145,900	144,100	201,800	199,800	239,600	238,600		
11	147,200	145,400	203,600	201,600	241,500	240,600		
12	148,500	146,700	205,400	203,400	243,400	242,600		
13	149,800	148,000	207,000	205,000	245,300	244,600		
14	151,300	149,500	208,900	206,900	247,200	246,600		
15	152,800	151,000	210,800	208,800	249,000	248,600		
16	154,400	152,500	212,700	210,700	250,800	250,600		
17	155,700	153,800	214,600	212,600	(以下略)			
18	157,200	155,300	216,500	214,600	(以下略)			
19	158,700	156,800	218,400	216,600	(以下略)			
20	160,200	158,300	220,300	218,600	(以下略)			
21	161,600	159,700	222,000	220,400	(以下略)			
22	164,300	162,300	223,900	222,400	(以下略)			
23	166,900	164,900	225,800	224,400	(以下略)			
24	169,500	167,500	227,700	226,400	(以下略)			
25	172,200	170,200	229,500	228,300	(以下略)			
26	173,900	171,900	231,300	230,200	(以下略)			
27	175,600	173,600	233,100	232,100	(以下略)			
28	177,300	175,300	234,900	234,000	(以下略)			
29	178,800	176,800	236,500	235,700	(以下略)			
30	180,600	178,600	238,000	237,300	(以下略)			
31	182,400	180,400	239,500	238,900	(以下略)			
32	184,200	182,200	241,000	240,500	(以下略)			
33	185,800	183,800	242,500	242,100	(以下略)			
34	187,300	185,300	244,000	243,700	(以下略)			
35	188,800	186,800	245,500	245,300	(以下略)			
36	190,300	188,300	247,100	246,900	(以下略)			
37	191,600	189,600	(以下略)		(以下略)			
38	192,900	190,900	(以下略)		(以下略)			
39	194,200	192,200	(以下略)		(以下略)			
40	195,500	193,500	(以下略)		(以下略)			
41	196,900	194,900	(以下略)		(以下略)			
42	198,200	196,200	(以下略)		(以下略)			
43	199,500	197,500	(以下略)		(以下略)			
44	200,800	198,800	(以下略)		(以下略)			
45	202,000	200,000	(以下略)		(以下略)			
46	203,300	201,300	(以下略)		(以下略)			
47	204,600	202,600	(以下略)		(以下略)			
48	205,900	203,900	(以下略)		(以下略)			
49	207,100	205,100	(以下略)		(以下略)			
50	208,200	206,300	(以下略)		(以下略)			
51	209,300	207,500	(以下略)		(以下略)			
52	210,400	208,700	(以下略)		(以下略)			
53	211,600	210,000	(以下略)		(以下略)			
54	212,600	211,100	(以下略)		(以下略)			
55	213,600	212,200	(以下略)		(以下略)			
56	214,600	213,300	(以下略)		(以下略)			
57	215,600	214,400	(以下略)		(以下略)			
58	216,600	215,500	(以下略)		(以下略)			
59	217,600	216,600	(以下略)		(以下略)			
60	218,600	217,700	(以下略)		(以下略)			
61	219,600	218,800	(以下略)		(以下略)			
62	220,600	219,900	(以下略)		(以下略)			
63	221,600	221,000	(以下略)		(以下略)			
64	222,600	222,100	(以下略)		(以下略)			
65	223,400	223,000	(以下略)		(以下略)			
66	224,400	224,100	(以下略)		(以下略)			
67	225,400	225,200	(以下略)		(以下略)			
68	226,500	226,300	(以下略)		(以下略)			
69	(以下略)		(以下略)		(以下略)			

別表第2

一般職俸給表(二)

(H19.4.1~)

職務 の級 号俸	1級		2級		3~5級
	俸給月額		俸給月額		俸給月額
1	121,600	120,200	172,600	171,200	(略)
2	122,500	121,100	174,100	172,700	
3	123,500	122,000	175,600	174,200	
4	124,400	122,900	177,100	175,700	
5	125,400	123,900	178,500	177,100	
6	126,400	124,900	180,000	178,600	
7	127,400	125,900	181,500	180,100	
8	128,400	126,900	183,000	181,600	
9	129,200	127,700	184,500	183,100	
10	130,200	128,700	185,700	184,400	
11	131,200	129,700	187,000	185,700	
12	132,300	130,700	188,300	187,000	
13	133,100	131,500	189,700	188,400	
14	134,100	132,500	190,800	189,600	
15	135,100	133,500	192,000	190,800	
16	136,100	134,500	193,200	192,000	
17	137,200	135,600	194,400	193,300	
18	138,400	136,800	195,600	194,600	
19	139,600	138,000	196,700	195,900	
20	140,800	139,200	197,800	197,200	
21	141,900	140,300	198,800	198,300	
22	143,100	141,500	200,000	199,600	
23	144,300	142,700	201,200	200,900	
24	145,500	143,900	202,400	202,200	
25	146,700	145,100	(以下略)		
26	148,200	146,600			
27	149,700	148,100			
28	151,200	149,600			
29	152,600	151,000			
30	154,100	152,500			
31	155,600	154,000			
32	157,100	155,500			
33	158,600	157,000			
34	160,400	158,800			
35	162,200	160,600			
36	164,000	162,400			
37	165,800	164,200			
38	167,500	165,900			
39	169,200	167,600			
40	170,900	169,300			
41	172,500	170,900			
42	173,900	172,300			
43	175,300	173,700			
44	176,700	175,100			
45	178,200	176,600			
46	179,600	178,000			
47	181,000	179,400			
48	182,400	180,800			
49	183,700	182,100			
50	184,900	183,300			
51	186,100	184,500			
52	187,300	185,700			
53	188,400	186,800			
54	189,500	187,900			
55	190,600	189,000			
56	191,700	190,100			
57	192,800	191,200			
58	193,900	192,300			
59	195,000	193,400			
60	196,100	194,500			
61	197,200	195,600			
62	198,100	196,600			
63	199,000	197,600			
64	199,900	198,600			
65	200,600	199,400			
66	201,400	200,300			
67	202,200	201,200			
68	203,000	202,100			
69	203,800	203,000			
70	204,400	203,700			
71	205,000	204,400			
72	205,600	205,100			
73	206,300	205,900			
74	207,000	206,700			
75	207,700	207,500			
76	208,500	208,300			
77	(以下略)				

別表第3

教育職俸給表

(H19.4.1～)

職務 の級 号俸	1級		2級		3級		4～6級
	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額
1	162,200	160,300	204,600	202,200	265,400	263,500	(略)
2	164,300	162,300	206,800	204,400	268,500	266,600	
3	166,300	164,300	209,000	206,600	271,600	269,700	
4	168,300	166,300	211,200	208,800	274,700	272,800	
5	170,300	168,200	213,300	210,900	277,800	275,900	
6	172,800	170,700	215,500	213,100	280,600	278,800	
7	175,300	173,200	217,700	215,300	283,400	281,700	
8	177,800	175,700	219,900	217,500	286,100	284,600	
9	180,400	178,300	222,200	219,800	288,900	287,600	
10	183,200	181,000	224,600	222,200	291,800	290,600	
11	185,900	183,700	227,000	224,600	294,700	293,600	
12	188,600	186,400	229,400	227,000	297,600	296,600	
13	191,200	189,000	231,700	229,300	300,400	299,600	
14	193,100	190,900	234,100	231,700	303,000	302,400	
15	195,000	192,800	236,500	234,100	305,600	305,200	
16	196,900	194,700	238,900	236,500	308,200	308,000	
17	198,900	196,700	241,100	238,700	(以下略)		
18	200,700	198,500	244,200	241,800			
19	202,500	200,300	247,300	244,900			
20	204,300	202,100	250,400	248,000			
21	206,200	204,000	253,500	251,100			
22	208,100	205,900	256,600	254,200			
23	210,000	207,800	259,700	257,300			
24	211,900	209,700	262,800	260,400			
25	213,900	211,700	265,800	263,400			
26	216,000	213,800	268,800	266,500			
27	218,100	215,900	271,800	269,600			
28	220,200	218,000	274,800	272,700			
29	222,100	219,900	277,800	275,800			
30	224,400	222,200	280,500	278,600			
31	226,700	224,500	283,200	281,400			
32	229,000	226,800	285,900	284,200			
33	231,400	229,200	288,700	287,100			
34	233,300	231,100	291,600	290,100			
35	235,200	233,000	294,500	293,100			
36	237,100	234,900	297,400	296,100			
37	239,000	236,800	300,300	299,100			
38	241,100	239,000	302,600	301,500			
39	243,200	241,200	304,900	303,900			
40	245,300	243,400	307,200	306,300			
41	247,200	245,400	309,400	308,600			
42	249,100	247,400	310,600	310,000			
43	251,000	249,400	311,800	311,400			
44	252,900	251,400	313,000	312,800			
45	254,600	253,200	(以下略)				
46	256,500	255,200					
47	258,400	257,200					
48	260,300	259,200					
49	262,100	261,100					
50	263,400	262,500					
51	264,700	263,900					
52	266,000	265,300					
53	267,200	266,600					
54	268,400	267,900					
55	269,600	269,200					
56	270,700	270,500					
57	(以下略)						

別表第4

医療職俸給表(一)

(H19.4.1~)

職務 の級 号俸	1級		2級		3級		4級		5~8級
	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額
1	140,300	138,600	178,200	176,100	213,600	211,800	241,900	240,400	(略)
2	141,700	140,000	179,800	177,700	215,200	213,400	243,500	242,100	
3	143,100	141,400	181,400	179,300	216,800	215,000	245,100	243,800	
4	144,500	142,800	183,000	180,900	218,400	216,600	246,700	245,500	
5	145,700	144,000	184,500	182,400	220,000	218,200	248,300	247,200	
6	147,500	145,700	186,100	184,000	221,700	219,900	249,900	248,900	
7	149,200	147,400	187,700	185,600	223,400	221,600	251,500	250,600	
8	150,900	149,100	189,300	187,200	225,100	223,300	253,100	252,300	
9	152,600	150,800	190,900	188,800	226,800	225,000	254,700	254,000	
10	154,300	152,500	192,600	190,500	228,600	226,800	256,300	255,700	
11	156,000	154,200	194,300	192,200	230,400	228,600	257,800	257,400	
12	157,800	155,900	196,000	193,900	232,100	230,400	259,300	259,100	
13	159,300	157,400	197,600	195,500	233,900	232,300	(以下略)		
14	161,200	159,300	199,200	197,100	235,500	234,000			
15	163,200	161,200	200,800	198,700	237,100	235,700			
16	165,100	163,100	202,400	200,300	238,700	237,400			
17	167,000	165,000	204,000	201,900	240,300	239,200			
18	168,900	166,900	205,700	203,600	241,900	240,900			
19	170,800	168,800	207,400	205,300	243,500	242,600			
20	172,700	170,700	209,100	207,000	245,100	244,300			
21	174,600	172,600	210,600	208,500	246,700	246,000			
22	176,100	174,100	212,200	210,100	248,300	247,700			
23	177,600	175,600	213,800	211,700	249,800	249,400			
24	179,100	177,100	215,400	213,300	251,300	251,100			
25	180,700	178,700	217,000	214,900	(以下略)				
26	182,200	180,200	218,600	216,600					
27	183,700	181,700	220,200	218,300					
28	185,200	183,200	221,800	220,000					
29	186,800	184,800	223,400	221,700					
30	188,100	186,100	225,100	223,500					
31	189,400	187,400	226,800	225,300					
32	190,700	188,700	228,500	227,100					
33	192,100	190,100	230,300	229,000					
34	193,500	191,500	231,900	230,700					
35	194,900	192,900	233,500	232,400					
36	196,300	194,300	235,100	234,100					
37	197,500	195,500	236,800	235,900					
38	198,800	196,800	238,400	237,600					
39	200,100	198,100	240,000	239,300					
40	201,400	199,400	241,600	241,000					
41	202,600	200,600	243,100	242,600					
42	203,800	201,800	244,600	244,200					
43	205,000	203,000	246,100	245,800					
44	206,200	204,200	247,600	247,400					
45	207,500	205,500	(以下略)						
46	208,600	206,700							
47	209,700	207,900							
48	210,800	209,100							
49	211,900	210,300							
50	212,900	211,400							
51	213,900	212,500							
52	214,900	213,600							
53	215,900	214,700							
54	216,900	215,800							
55	217,900	216,900							
56	218,900	218,000							
57	219,900	219,100							
58	220,800	220,100							
59	221,700	221,100							
60	222,600	222,100							
61	223,600	223,200							
62	224,600	224,300							
63	225,600	225,400							
64	226,700	226,500							
65	(以下略)								

別表第5

医療職俸給表(二)

(H19.4.1~)

職務 の級 号俸	1級		2級		3級		4級		5~7級
	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額
1	153,300	151,500	180,500	178,300	229,300	227,100	254,700	252,800	(略)
2	154,700	152,900	182,600	180,400	231,100	228,900	255,900	254,300	
3	156,200	154,300	184,700	182,500	232,900	230,700	257,200	255,800	
4	157,600	155,700	186,800	184,600	234,700	232,500	258,500	257,300	
5	159,000	157,100	188,900	186,700	236,300	234,100	259,800	258,800	
6	160,500	158,600	191,300	189,000	237,800	235,600	261,200	260,400	
7	162,000	160,100	193,600	191,300	239,300	237,100	262,600	262,000	
8	163,500	161,600	195,900	193,600	240,800	238,600	264,000	263,600	
9	164,800	162,900	198,300	196,000	242,200	240,000	265,500	265,300	
10	166,500	164,500	199,700	197,400	243,600	241,500	(以下略)		
11	168,100	166,100	201,100	198,800	245,000	243,000			
12	169,700	167,700	202,500	200,200	246,400	244,500			
13	171,200	169,100	203,900	201,600	247,700	245,800			
14	173,200	171,100	205,400	203,100	249,000	247,200			
15	175,200	173,100	206,900	204,600	250,300	248,600			
16	177,200	175,100	208,400	206,100	251,600	250,000			
17	179,400	177,200	209,800	207,500	252,800	251,400			
18	181,500	179,300	211,300	209,000	254,200	252,900			
19	183,600	181,400	212,800	210,500	255,600	254,400			
20	185,700	183,500	214,300	212,000	256,900	255,900			
21	187,800	185,600	215,700	213,400	258,200	257,400			
22	190,000	187,800	217,400	215,100	259,600	259,000			
23	192,200	190,000	219,100	216,800	261,000	260,600			
24	194,400	192,200	220,800	218,500	262,400	262,200			
25	196,500	194,300	222,300	220,000	(以下略)				
26	197,800	195,600	224,000	221,700					
27	199,100	196,900	225,700	223,400					
28	200,400	198,200	227,400	225,100					
29	201,600	199,400	229,200	226,900					
30	202,900	200,700	230,700	228,400					
31	204,200	202,000	232,200	229,900					
32	205,500	203,300	233,700	231,400					
33	206,800	204,600	235,200	232,900					
34	208,100	205,900	236,600	234,400					
35	209,400	207,200	238,000	235,900					
36	210,700	208,500	239,400	237,400					
37	212,100	209,900	240,700	238,800					
38	213,500	211,300	242,000	240,200					
39	214,900	212,700	243,300	241,600					
40	216,300	214,100	244,600	243,000					
41	217,500	215,300	245,800	244,300					
42	218,900	216,700	247,100	245,700					
43	220,300	218,100	248,400	247,100					
44	221,700	219,500	249,700	248,500					
45	223,100	220,900	251,000	249,900					
46	224,600	222,400	252,400	251,400					
47	226,100	223,900	253,800	252,900					
48	227,600	225,400	255,200	254,400					
49	228,900	226,700	256,600	255,900					
50	230,300	228,200	258,100	257,500					
51	231,700	229,700	259,500	259,100					
52	233,100	231,200	260,900	260,700					
53	234,400	232,600	(以下略)						
54	235,700	234,000							
55	237,000	235,400							
56	238,300	236,800							
57	239,700	238,300							
58	241,000	239,700							
59	242,300	241,100							
60	243,600	242,500							
61	244,900	243,900							
62	246,200	245,300							
63	247,500	246,700							
64	248,800	248,100							
65	250,000	249,400							
66	251,300	250,900							
67	252,700	252,400							
68	254,100	253,900							
69	(以下略)								